

## 第 61 回道州制特区提案検討委員会

日 時： 平成 26 年 3 月 12 日（水） 15:00～16:20

場 所： 第 2 水産ビル 4 階 4F 会議室

出席者：

（委 員） 河西会長、菊池副会長、太田委員、岡田委員、岸本委員、寺下委員

（事務局） 総合政策部地域主権局 渡辺担当局長、渡辺参事 他

（事務局）

答申のとりまとめに向けて審議を進めていただくこととなりました。

残された期間は短いですが、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

それでは、河西会長、議事の進行につきましてよろしくお願いいたします。

（河西会長）

皆様、こんにちは。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事のおおまかな流れです。まず、前回委員会で分野別審議を行った栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲につきまして、事務局で用意をした整理案を審議したのち、議事の二つ目として、平成 24 年度に寄せられた道民アイデアの内、3 項目の 1 次整理を行ってまいりたいと思います。

なお、本日の委員会は、17 時を目途に進めてまいりたいと考えております。

それでは、本日の議事に入るに当たりまして、前回委員会の審議結果について簡単に確認をしておきたいと思います。参考としてお手許の配布資料をご覧ください。

前回は、資料 1 の No.9、今回から栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲に項目名を変更いたしました。こちらの一項目について分野別審議を行った結果、これは道州制特区の理念、すなわち国の権限を北海道に持ってきて地域を元気にするというような理念に適合した案件であろうということで、整理案審議に進めることで委員会として了承しました。

次に、資料 1 の No.5、建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲、一項目について、答申案の審議を行った結果、案のとおり了承し答申をすることとなりました。

更に、手付かずであった平成 24 年度道民アイデアの内、三項目について 1 次整理を行ったところ、資料 3 の No.405、農業委員会の共同設置を可能とする特例措置につきましては、農業関係の権限移譲は、これからも多く出てくるであろうということで、委員の中から関連情報収集・整理の上、少し勉強したいというような申し出があり、検討を継続することになりました。

資料 3 のNo.409、保険料の特別徴収の対象となる年金の選択制導入と、No.410、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請不要の二項目につきましては、いずれも一旦検討を終了することとなりました。

前回委員会の審議結果の概要につきましては、以上であります。よろしいでしょうか。  
ありがとうございます。

それでは、議事(1)の整理案、栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲について審議に入っていきたいと思います。

整理案というのは、この委員会で分野別審議等を経て答申が適当と判断した項目について答申案を決定する一つ手前の段階として答申案の最終型を整理していく過程となります。よろしく願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料 2 の整理案についてご説明をさせていただきます。

前回委員会での審議結果を踏まえると共に、その後、事務局と担当課であります地域保健課との間で協議を行いました。

その結果を踏まえて、以前にご提示しましたポンチ絵の一部を修正すると共に、資料 2 の 2 ページ以降に新旧対照表、これ以降を作成し、併せて整理案一式として本日お手許にお示しをするものでございます。

まず、資料 2 の表紙の裏側をめくっていただきます。1 ページ目になります。ポンチ絵がついてございます。

これは、一度ご覧にいらしておりますが、今回は、前回のものを修正いたしております。大きく修正した部分は、最下段の囲みの部分です。当該提案により期待される効果の部分につきまして大幅に修正をしております。それ以前の部分については、文脈を留めるような軽微な変更はございますけれども、基本的には、なんら意味合いは変わってございません。

ポンチ絵の一番下の部分が、この提案の趣旨を決めていく中身ではないかと考えておりました、ここについてご審議をいただければと思います。

今回のポンチ絵では、このようにしております。道民の健康づくりを担う栄養士・管理栄養士を含め、各種資格者の養成施設の指定・監督等の事務・権限が、より道民に身近な道に一元化されることで、申請者の利便性や本道の自主性・自立性の向上につながるものと期待できるということです。

このように修正をいたしました理由と申しますか背景と申しましては、一つは、今まで目に見えるメリットのようなものが需要ではないかという議論の流れの中で、前回の審議におきまして、国の基準を充足した上で、例えば、道独自の基準と申しますか、カリキュラムと申しますか、そういったものを設定することについて移譲をされました監督権限等を背景に、道が各養成施設に対応を求めていけるというようなメリット、そういった余地が

あるのではないかと、出てくるのではないかとといった趣旨のご意見があったかと思えます。

再度、この部分につきまして地域保健課とも協議をいたしましたところ、前回もお答えはあったかと思えますが、これについては、基本的に当該提案の事務・権限の移譲を伴わずとも、現行制度でも可能なことである。例えば、最近、大学と道との間で連携協定を結んでおりますが、そういったような施策でも可能ではないかと考えられるわけです。

ですから、この部分を答申、更には国への特区提案の必要性や効果としてとらえていくべきではないのかというようなことがございました。

前回のポンチ絵の最下段に盛り込んでいたフレーズといたしまして、メリット論として栄養士・管理栄養士等との連携強化が図られ、道民の健康づくりなどに資するという表現をさせていただきましたが、今、ご説明したとおり、この部分については、はっきりと具体的ものはなく、そういった中で中途半端に国に提案して、その部分について回答にも窮するというようなことであれば、むしろこの部分は削除して、別の観点から持っていくべきではないかということがございます。

もう一つは、道州制特区推進法の制定に伴って、この栄養士・管理栄養士と類似をいたします調理師の養成施設の指定の事務が法律上、既に道に権限移譲されております。その移譲された際に、その特区法ができた際に、特に打ち出しとしては、それまでは養成施設の指定に当たって道が行っていた調査とか指定に関する事務を、今度は道に権限移譲されたので一元的に行えるようになるということで、この調理師に限っては、申請者の利便性の向上が図られるという効果を前面に打ち出しております。

ですから、類似する栄養士・管理栄養士についても、今回指定の権限に、一元的にできるということに伴いまして、こういった申請者の利便性の向上ということも打ち出していくのではないかとということ。

また、メリット論と並行して委員の皆様方から、いわゆる、この栄養士の話は、国が分権改革で移譲を見送った事項である、あえて移譲を求めてモデル的に事務を道が担っていくことが道州制特区の本来の姿というか目的ではないか。これこそが提案すべきではないか。そういった地方分権推進の観点からのご意見も多く伺ったところでございます。

こういった分権論としての視点から今回のポンチ絵の効果につきましては、事務・権限が道に一元化されることで申請者の利便性や本道の自主性・自立性の向上に繋がるものと期待というような表現に修正をさせていただいたところをご説明しておきたいと思えます。

ポンチ絵については、以上でございます。

次に2ページ目、3ページ目に新旧対照表です。これ以降は、提案の参考資料というふうには、最後、世に出ていくわけです。その新旧対照表という形です。2ページ目の部分、区分でいいますと権限の内容でございます。

現行欄の方に書いておりますが、栄養士・管理栄養士の養成施設の指定事務等に当たって、道も申請・届出の経由でありますとか必要な意見の添付といった一定の関与を行っております。

ただ、そうでありながらも指定・監督の権限は、最後は国にある。道は、これらの権限を有していない。そういう状況でございます。

本委員会では、北海道道州制特別区域計画の方針に従いまして、申請者の利便性向上に資するのであれば、どんどんそういった関連の権限移譲についても提案すべきであるという意見だったわけです。移譲済み 4 事務関連項目等と称しまして、既に道州制特区推進法により道に移譲されております調理師養成施設との関連性から、この栄養士・管理栄養士についても検討を行いまして、その結果、養成施設の指定・監督権限の道への移譲を求めることになったところでございます。

栄養士法及び栄養士法施行令、この二つの関係法令です。これに関しまして具体的に道への移譲を求める事務・権限について、前回もポンチ絵のような形で整理をいたしております。今回は、こちらに表の形で整理をいたしております。

具体には、指定基準の部分、No.4 と No.5 を除きまして、No.1 から No.3、No.6 から No.10 の計 8 項目におよびますけれども、これを、右側に権限移譲後と書いておりますが、こちらの欄に説明しておりますとおりの移譲を道に求めるという形。

ただ、基準につきましては、前回もご説明しましたが、全国一律の資格水準維持の観点から指定基準の移譲は、求めるのではなく、国の定める基準に従って指定事務等を道が行っていきますよというものでございます。

また、権限移譲後は、先程一定の関与と申し上げましたけれども、道知事に指定事務等が一元化されますので、今までやっていた経由事務とか意見の添付などをやる必要性がなくなることが、申請者の利便性の向上につながるというお話でございます。

昨年 12 月に閣議決定された国の見直し方針で、地方に移譲するとされた 30 余りの各種資格者の養成施設の指定・監督等の事務・権限と合わせまして、道民の健康づくりに合う栄養士・管理栄養士についても一元化していくことが、先程も説明したとおり申請者の利便性、本道の自主性・自立性の向上につながるということが期待できるというのが、この提案のねらいであるとして締めております。

もう 1 ページめくっていただきまして、3 ページ目でございます。法令制度の面から今回の特区提案で国に求める措置についてご説明をしております。

現行欄には、栄養士法・栄養士法施行令の関係する条文を列記しております。それぞれに国に法令上の特別な措置を求める箇所につきましては、アンダーラインを引いております。その具体に何を特区提案するか、要するに国に措置を施していただくかということにつきましては、右側の権限移譲等後の欄に特区提案の内容をお示ししております。

まず、栄養士法の第二条第一項と第五条の三の第四号でございます。これは、栄養士・管理栄養士の指定の権限の裏付けになる法律です。ここの部分の厚生労働大臣を、北海道においては北海道知事に読み替えていただくことも道州制特区推進法の中でやっていただく。特例措置を施していただくことが今回の提案の具体的な中身になります。

それと、右側の欄の○印に飛んで、先に四つ目の○印です。栄養士法施行令第十二条、第

十三条、第十四条、第十五条、第十六条において、左側の現行欄を見ていただければわかるのですが、それぞれに主務大臣という言葉が入ってございます。この主務大臣というのは何なのかという話は、右の欄の参考に、栄養士法施行令第十九条に主務大臣の規定がございす。前回は議論になりましたが、栄養士養成施設の部分はいいのですけれども、管理栄養士の場合は、大学など、いわゆる学校の管理栄養士と学校ではない学校以外の管理栄養士。学校以外の管理栄養士の養成施設については、本道に事例はないということなのですが、全国的には数件あるということです。そういった部分で主務大臣が誰なのか異なります。

まず、栄養士養成施設と学校以外の管理栄養士の養成施設の場合につきましては、主務大臣は、厚生労働大臣単体でございす。

ただ、これが学校である管理栄養士の養成施設の場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣を指しております。要するに、二省にまたがる共管という形になっております。

ただ、若干前回にも議論になりましたが、本委員会では、管理栄養士の養成施設について学校か学校以外かということに分けることなく、厚生労働大臣が所管している部分、指定・監督権限の移譲だけは求めていこうということで、文科大臣の権限には触らずに学校施設以外であっても学校施設であっても厚生労働大臣の部分だけは北海道知事に読み替えていただくような法令の措置を取っていただくことが提案の内容になってございす。

右側の欄の二つ目の○印、三つ目の○印は、先程言いました北海道知事の申請・届出に伴う経由とか意見の添付。一定の関与と呼んでおりましたけれども、その部分についての規定がございすので、北海道に限ってはこの部分も一元化されれば必要なくなりますので、この部分についての規定は適用しないことが特区提案の具体的な内容になってくると考えております。

4 ページ、5 ページには、この後、栄養士及び管理栄養士の養成状況ということ。また、6 ページ、8 ページには、栄養士及び管理栄養士養成施設の指定基準についてということで、いずれも前回、地域保健課から出していただいた資料、ご説明のあった内容でございす。今回、非常に良い資料なので参考資料としたいと考えてございす。

内容につきましては、前回どおりなので、ここでの説明は割愛させていただきます。

9 から 10 ページには、繰り返しになる部分もあるのですが、関係法令を今一度整理して添付をいたしております。

事務局からの説明は以上でございす。

(河西会長)

ありがとうございました。

それでは、只今の事務局の説明に対しましてご質問、ご意見があればよろしく願いいたします。

今回、特に整理案で、道州制特区で権限移譲をお願いするメリット。ポンチ絵の一番下の部分に関して是非ともご意見をいただければと思います。

いかがでしょうか。

とりあえず会長から話を持っていくのは良くないかもしれないのですが、私からメリットの部分でお話ししたいことが一点あります。

資料のところ、定員充足率のデータが5ページ目にあります。18歳人口に関しては、2018年度問題というのがあって、今の18歳人口に比べて、更に1割くらい減少すると考えられています。そうすると、今の定員充足率共に平成25年の直近で9割弱。それから、100%弱ということで、管理栄養士に関しても100%を若干割っているような状況です。

これが、益々定員充足率を充たせない状況になると予想されている中で、こういった栄養士・管理栄養士を養成する施設が、すなわち学校であったり専門学校であったり、そういったところは迅速に学科の再編などを行っていかないといけない。

また、定員充足率が極めて低くなると文科省からの私学助成金とか補助が少なくなってしまうのです。そういったときに厚労省に申請するよりも身近な道に申請できるというのは、養成施設側からメリットもあるのではないかと思います。

そういうことで今回、ポンチ絵に書かれているような申請者の利便性の部分に関して、今の大学・短大・専門学校の現状からするとメリットがあるのではないかと思います次第です。

以上です。

他の皆様、いかがでしょうか。

(菊池副会長)

前回も同じような話をさせていただいたのですが、北海道の食の安心・安全というような言葉を本当は入れたかったと思うところであります。

今の説明だと、要するに、その説明をつけると利便性の証明がなかなかしにくくなるというようにご説明だったと思います。

そういう意味であれば、それはそれで今の段階では、やむをえないことなのかなと思います。

精神の部分では、そののところも頭の隅に置いておきたいと思いました。

(河西会長)

ありがとうございます。

皆様、いかがでしょうか。

岸本先生から、今回の言葉の読み替え等を含めてご意見はありますか。

(岸本委員)

頭の中で整理できていないのですが。本道の自主性・自立性の向上というところは、具体的には、どの程度出ているのですか。

このポンチ絵には出ています。

その具体的中身は、どのようにイメージされての言葉なのか、そこをお伺いしたいのです。担当部局さんは、この部分は、どちらかというとな否定的だったような思いがあるのと、どうでしょうか、そこは、担当部局との間ではコンセンサスはとれているのでしょうか。

(事務局)

一応、協議をさせていただいてこれを出しているという、手続きはそういうことになっております。

この部分の自主・自立性の向上のお話ですが、まさに、目に見えて、これがこれだけ良くなったというのは、なかなか示しづらいところはあると思います。

これは、北海道に限らず、地方分権型社会というのは、地域のことは地域が自主的に決められるという部分で、確かに裁量の問題はあるのです。

今回の国の分権改革でも、こういったものが地域の自主・自立性に繋がるというコンセプトのもとで進められている。また、道としても、こういった権限移譲を受けて、道自らが権限の背景に事務を行うことが、仮にそれが裁量的には狭い部分もあるのかもしれませんがけれども、こういったものが一つでも来ることが北海道にとって自主・自立に一步でも近づくということで、今までの特区提案も権限移譲が認められることでこういったことが進むというコンセプトで進めているところでございます。

(河西会長)

ありがとうございました。

岡田先生からなにかございますか。

寺下委員、前回お休みだったので事情はよくわからないかもしれませんが、なにかあればよろしく願いいたします。

(寺下委員)

事情のわからない部分がありながら話しているので、もしかするとトンチンカンなことを申し上げるかもしれません。

申請者の利便性ということで、先程の河西会長のお話を聞いて、なるほど納得と思ったのです。

全体を通して、申請者の方もそうなのですが、こういった権限移譲をすることで道民、この場合は、学生さんなのかもしれないですけれども、その人たちにもメリットがあるということが大事なのではないかと思うのです。

河西先生がおっしゃったように、そういったカリキュラムを迅速に変えるとか、その時代時代に応じたプログラムを迅速に組むことができるということで、学生さんたちというか、栄養士、北海道の管理栄養士施設を卒業した栄養士さんたちの質が上がってくるということ。

それが副会長もおっしゃったように、食の安全とか安心というところにもフォーカスをあてたようなプログラムを作って、質も上がって、北海道出身の栄養士さんは全国に行っても使えるみたいな話になる。そういう絵が、勝手に私の中にはあるのです。

そういったところも申請者の方だけではなく、道民にどういったメリットがあるのかを考えながら作業を進めていくのが大事なのではないかと、ここ何回か参加して思ったことです。

以上です。

(河西会長)

ありがとうございました。

(事務局)

先程の本道の自主・自立性の向上の部分なのですが、確かに、法律そのものの規則だとか、そういう権限はこないのですけれども、要は、事務を担うということは、その規則を解釈したり運用する部分の裁量が地域におりてくることだと思っております。

また、あるものが規則に合致するかどうかという判断も、国がやるのではなくて道がやるということになります。

そういう点で、身近なところで物事を決めることができるのではないかと、ということ。

国の出先機関がやっている場合には、住民が、民主的統制といったらあれですけれども、国会が出先機関の部分について色々質問したりということは、まず考えられないのですが、道がやることによって道議会という道民に近いところの人たちの意見なり議論を、その仕事に反映していくことになるということもあって、要は、規則、省令だとか、そういう部分の基準を変える権限がなくても、地域でやるということは、自主性・自立性が、一般的には向上すると考えていいのではないかと考えています。

以上です。

(河西会長)

ありがとうございました。

一つ戻って、寺下委員がおっしゃっていた、道民にとってのメリットを、この1ページの絵の下の部分に含められないかということは如何でしょうか。

(事務局)

これは、二段階になっていまして、ここでの申請者というのは、確かに道民ではありません。養成施設なのです。正直に言うと、そこに学生さんという話になると、間接的な効果というようなことをご理解をいただくしかない。

これが、直接的に学生さんに波及する、いわゆる、資格制度そのものに手を突っ込むとい

う話。

今回は、違いまして、養成施設に対する指定・監督の権限です。すみません、その部分は、書くと混乱しますので、ここの部分の申請者の利便性の中で読み込まざるを得ない。一つ、説明の中で、書きますと、どれがという話になるのですが、多分、先程連携するということで権限移譲に、今でもできるという部分も多少あるのですが、そこは、寺下委員の言うようなS字型を、当初は、考えながらポンチ絵も作ったことは事実でございます。前は、そういったような型になっておりましたが、その部分で、必ずしも権限がなければそれができないかということまで突き詰められなかったという部分もでございます。

中途半端な、こちらが答えに窮する提案を国に出すのは如何なものかと思えます。これは、分権論で押していくのも手なのかなと思ひまして、今回は、こういうご提案になっております。

(河西会長)

寺下委員、今のご説明でよろしいですか。

ありがとうございます。

来た早々で申し訳ないのですけれども、太田委員、今はこちらの整理案の審議をしていたのですが、何かご意見、ご質問があればお話しいたきたいのですが。

特になければ、よろしいですか。

それでは、今回の整理案を、次回、答申案として審議をするというプロセスに進めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局におかれましては、今回の議論を踏まえて次回答申案の準備をよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、議事(2)ということで、これまで未審議であった平成24年度の道民アイデアの内、今回は事務局の方で国際的なテーマに絞り込んでピックアップしました三つの項目について、1次整理を行いたいと思います。

それでは、道民からいただいた提案というのが、答申に向けて分野別審議により検討を更に深めていくべき案件なのか。それとも、現行法令等に対応可能などの理由により、1次整理として一旦検討を終了すべき案件なのか。その対応について検討して、分野別審議の前にその後の取り扱い方向を決めていこうとする議論をこれからしていきたいと思ひます。

ここで、本日の1次整理の進め方について説明させていただきます。

三つの検討項目を一括して審議するのではなく、1項目ずつ審議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、事務局から検討項目に関する説明を受け、そして委員の皆様から質疑・意見交換を行っていただき、最後、一旦検討を終了して1次整理にするか、それとも、さらに議論を深

めるため分野別審議に進むかどうか。その結論を得てから次の検討案件に入っていきたいと思えます。

それでは、事務局から検討項目の一つ目、外国語の教育の推進について検討をお願いいたします。

(事務局)

外国語教育の推進につきましてご説明いたします。資料4に基づいてご説明いたします。

1 ページの道民アイデア整理表をご覧くださいと思います。

まず、アイデアの概要です。北海道には、海外からの多くの観光客がいらっしゃいます。それを活かしまして北海道は、どこへ行っても言葉が通じるというイメージを作り出し、さらに外国人観光客を増加させてはどうか。

そのためには、徹底した語学教育を行える体制整備が必要であるということで、具体的に2点、①と②ということで記載しております。

1 点目が、義務教育開始時から終了までの期間、英語と第二外国語を無料で学べる制度、授業を組み込む制度ということですが、これを作る。

2 点目といたしましては、義務教育終了後も、補助金や還付金等によりまして、低額で外国語を学べる環境を提供するというものであります。

事実関係の整理です。まず、義務教育における教育課程の編成についていくつか申し上げます。

1 点目の○印です。小・中学校の教育課程に関する事項は、文部科学大臣が定めることとされております。

具体的には、二つ目の○印です。文部科学大臣が公示する学習指導要領に基づきまして編成・実施することとされています。学習指導要領は、全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするために定めた各学校で教育課程を編成する際の基準であります。

尚、小学校の学習指導要領では、外国語活動につきまして、これは資料にはない部分ですが、小学校の学習指導要領では、英語を取り扱うことを原則となっております。また、中学校の学習指導要領では、外国語科においては、英語を履修させることを原則とするという表現がされております。

つまり、教育課程というのは、各学校で定めることにはなっておりますけれども、授業に組み込むのであれば、現実的には、英語に限られるというのが実態になっているということでもあります。

事実関係の整理の最後の○印の部分です。これは、アイデアの中で補助金による学習環境の整備ということについて触れておりました。その関連です。国及び北海道レベルでの留学支援制度等は存在いたしますけれども、低額で外国語を学ぶことができる制度は、これは創設されていないというのが実態であります。

こうしたことを踏まえまして、留意事項ということで次に 3 点整理をさせていただきます。

1 点目といたしまして、道内の小中学校で英語に加えまして第二外国語の授業を組み込んだ場合、履修内容が他の都府県と異なります。それによりまして道外との間で転出入をした際など、児童・生徒や保護者の方に不安を招くのではないかとということが懸念されます。

2 点目の○印は、財政面のお話です。教科書や教材の整備、教員の研修、新たにこうした予算が必要になる。しかも低額ではないだろうということで一定程度の額の予算は必要になってくるということが考えられます。

3 点目といたしましては、第二外国語が加わることによりまして児童・生徒への負担が増すということが懸念されます。

こうしたことを踏まえまして対応方向といたしましては、1 次整理とさせていただきます。

その理由を下に 3 点整理しております。これも、ほぼ繰り返しのような内容になるのですが、やはり第二外国語の実施につきましては、1 点目につきましては、権限移譲によらずとも教育課程外で学校長の判断により実施することも可能である。道庁内の教育担当部局からそういった意見をもらいました。

先程、小・中学校の学習指導要領では、外国語に関しては、英語を履修させることを原則としますというお話をいたしましたけれども、現実的に英語以外の第二外国語を授業に組み込むのは困難であります。教育課程以外の学習活動という位置づけであれば、この第二外国語、英語以外のものをやることに関しては、学校長の裁量でできるということで変更されました。

2 点目の○印です。義務教育段階で北海道と道外とで履修内容が異なるという点です。それと、児童生徒の負担、こうしたことを考慮しますと、十分な調査や分析が必要である。やはり慎重に判断すべき内容ではないかということで、1 次整理とするのが適切と判断いたしました。

3 点目といたしましては、これは補助金のお話であります。権限移譲によらずとも都道府県や市町村が現行の制度におきまして対応していくことも可能であるということでもあります。

尚、英語以外の外国語の授業の導入につきましては、昨年の 7 月にもこの委員会で審議しております。その際の資料が 2 ページ目の横長の資料でございます。

メリット・デメリット、それから 1 次整理の理由、ほぼ今回と同じということでもあります。このときも他の都府県との均衡や児童生徒の負担を考慮する必要があるということで 1 次整理という結論に達したところであります。

説明は、以上でございます。

(河西会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局からの説明に関しましてご質問・ご意見があればよろしく願いいたします。

小さなお子様をお持ちの寺下委員、いかがですか。何かご意見はありますか。

(寺下委員)

これに対する意見になるかどうかは自分でも考えていたのですけれども。実は、うちの子どもは特認校に行っています。公立の学校で、小規模な学校で、それぞれ札幌市内に4校あります。通常の公立の学校なので基本的には学習指導要領に則った教育なのです。それぞれの学校で特色を出してやっているのです。

うちの娘は、盤溪小学校に行っているのですが、他の学校よりも体育の数が多いのです。ただ、その活動がすごくうまくやっているのです。総合的な学習の時間など、そういうのをうまく活用して、他の学校よりも体育をやったりスキーをする時間をすごく増やしていて大人気なのです。

教育は大事だなと思うのが、子どもがいる町というのは、その親も集まるし活気が出てくる、活性化されてくる。特色ある教育を実施する町というのは、もしかしたら過疎の一つの対策にもなるのかもしれないし、人口減少というところの歯止めをかける一つの方法になるのかも。

この間、JRの雑誌でも読んだのですけれども、田舎の町で、工芸科のある高校があって、そこにはその町の子ではなくて全国の子が下宿しながら暮らしているというようなこともあったので、外国語ではないのかもしれないのですけれども、道として特色のある教育を実施する教育機関をうまく工夫して増やすというようなことができるのであれば、でも、この権限移譲ではない気もするのですけれども、それは、取り組みとしてはありだなと思って聞いていました。

(河西会長)

ありがとうございました。

たぶん、工芸は音威子府村ではないでしょうか。

今の寺下委員のご意見に関して事務局からコメントなどはありますか。

(事務局)

事務局といいますか、私の個人的な考えになりますけれども、この道民アイデア、外国語教育の推進というのは、目的が観光客の誘致という主旨なのです。

今、学校教育で第二外国語として話せる人が育って、大人になって観光客を迎えられるまでとなったら相当な年数がかかって、今観光の仕事に従事されている方が韓国語を話せるとか中国語を話せるなど、そのところを施策として、たとえば観光協会などが研修会をやるとか講習会をやるとか、日常会話ができるようにということをやった方が、学校教育で教

えるというよりはそちらの方が観光客をもてなすという意味では真っ当なのではないかと私は思います。

(河西会長)

ありがとうございました。

地域の国際化、教育による地域づくりという視点からいうと、こういった国際色豊かな言語を学ぶというのはいいのかもしれません。

私から質問があります。これは、前回は質問したかもしれないです。構造改革特区で群馬県の太田市が先陣を切って学習指導要領とは少し外れた、太田市の場合は、英語教育に特化をして構造改革特区でやって、それが結構全国的に広まって認定校になっている。道内では、三笠市内に学校があったかと思います。そういった、道州制特区ではなくて構造改革特区の方がやりやすいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

要するに、道州制特区で学習指導要領を含めて権限移譲をしてもらってという話になるよりも。

(事務局)

道州制特区ですと、おっしゃられるように文科大臣の学習指導要領を決める権限をこちらに持ってきてという、やや大掛かりな仕掛けになるので、ある種、規制緩和的に英語を原則とするところを緩めてもらうというところであれば、構造改革特区の方がなじむのかという気はします。

(河西会長)

たとえば、道内でもニセコエリアだと、割合と英語圏から、英語を話す方々が来ているのだけれども、一方で隣の留寿都村だと、割合と中国から来る観光客の方がいらっしゃる。道内でもそれぞれの地域で観光客に関しては色々な特色があります。もし、観光の振興のために外国語教育を初等教育から盛り込んでいくのであれば、道が権限を持つよりも、むしろそういった市町村レベルで構造改革特区などを使いながら特色ある言語教育をして、その地域で観光産業に携わりながら地域活性化に資するような人材育成の方がおもしろいような気がします。

私の結論としては、今回の事務局案通りで、1次整理で一旦本棚にしまうというような表現の仕方をしてはいますが、それで結構だと思います。これを提案した方には、そういった地域の市町村と組んで構造改革特区でやってみたらもっと迅速に色々なことができるのではないかとアドバイスができるのではないかとおっしゃいました。

長く話すぎましたが、他の委員の皆様、いかがでしょうか。観光ですと太田委員に伺いましょうか。

(太田委員)

学校教育のことに関しては、道の生涯学習委員をさせていただいておりますので、そういった意味では地域の方々に色々なものを学ぶ機会であるとか、色々な観光客の方をおもてなしするという意味では、触れていただく機会は大変重要だと思うのです。このアイデアを拝見したときに、日本語教育の方を、もっとちゃんとすべきではないかと考えました。北海道弁も含めまして、もう少々日本語を勉強する時間を増やすというような地域密着型の何かアイデアがあった方が北海道っぽいのではないかと感じた次第です。

意見ではなく感想で大変失礼しました。

(河西会長)

ありがとうございました。

確かに大学教育に携わっていると、英語よりも、まず日本語をやった方がいいような学生も増えてきているような状況です。

岡田委員、何かありますか。よろしいですか。

菊池副会長、観光という視点で何かございますか。

(菊池副会長)

本当は重要なことなのだと思うのですが、この特区の対象なのかなというところが非常に気になったところです。

私たちのアウトドアの仲間の世界では、十勝アウトドアネットワークという団体がございます。その中では、中国語対応とか韓国語対応のマニュアル、結局、体験型観光というのは、概念や生きている意味、自然の中身など、そういうものを言葉で伝えられないと観光の意味はほぼなくなってしまいます。虫がきれいだということだけだったり。

そのコンテンツを伝える外国語というのは本当に重要だと思うのです。それに関していうと特区でなくても他にやりようもあるのではないかとというような気持ちもしました。このアイデアを活かすのに、もっと最適な手法が特区以外にあるのではないかと思います。

(河西会長)

ありがとうございます。

岸本先生は、何かございますか。

(岸本委員)

私は、この提案は反対。むしろ、すべきではないと考えています。

それは、先程事務局がおっしゃったこともあるのですけれども、観光客に対するおもてなしというようなところで語学に通じた人材が地域に適正におられるというのは、それ自身は確かにそうあった方がいいと思います。それが北海道の経済、あるいは、観光業の活性化

につながることになる。それは、その通りだと思うので、あっていいと思うのです。

私は、これを公教育として、しかも義務教育という形で、先程教育課程外での学習活動というものでもやろうと思ったらできるというところがある中で、授業に組み込むという形をとってまでしてやるというのは、むしろ公教育それ自体としてどうかと思うのです。

それといたしますのは、アイデアの提案の仕方が一貫しているのが、北海道のために、あるいは、北海道の観光客対策のために。あるいは、他の前の提案だということですがけれども、たとえば中国人の労働者がいて経営者がコミュニケーションをとる。そういうことを考えると、中国語を理解する人材がいた方がいいというような形で、何らかの北海道のためにという、直接的な目的の実現手段として公教育、義務教育、とりわけ授業としてというような提案になっているわけです。

ところが、私が考えるに、公教育というのは、あくまでも個々の学ぶ子どもたち、あるいは保護者であるところの親御さんたちを中心とした、あくまでも自己実現、あるいは人格形成が公教育の直接の目的である。それを通じて子どもが多種多様な語学を含む知識を身につけて人材が育成されることが、最終的には、国や北海道のために役に立つということ。そこで公教育をそのような形でどうあるべきかと考えるべきであって、先に国に役に立つもの、先に北海道の特定の事業に役に立つものを育成するためにこうしようという議論は、私は議論のベクトルが逆だと思っているのです。

やろうとしていること自体が全面的におかしいとは言わないのですけれども、仮に、これを将来的に中国語・韓国語・ロシア語を含めて公教育の中に取り組み可能性が全くないとは言わないのですけれども、これだけでのって審議に入って特区制度を利用してどうかこうかというのは、危険ではないかと思うのです。

前の2ページにあるものと同様の理由から、むしろ私は、こういうことは近視眼的といたしますか、その目的のために提案にのるということは、むしろ危ないのではないかと思います。この部分は、PTAなども含めて教育に利害関係を持つ様々な親御さんたちの意見をしっかりと踏まえる必要もあるわけで、精神的にはブレーキをかけた方がいいのではないかと考えました。

(河西会長)

ありがとうございました。

今の岸本先生のご発言に関して事務局から何かありますか。非常に教育の本質を突いたお話でした。

(事務局)

前回の53回のときにもそういったご意見を多くいただいて、そのように取り扱わせていただいたところです。

大変貴重なご意見、ありがとうございました。

(河西会長)

ありがとうございました。

それでは、いかがでしょうか。この外国語の教育の推進に関して事務局案通りに1次整理としたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、1次整理とさせていただきたいと思います。

次に、帰化の許可権限の移譲について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

帰化の許可権限の移譲です。これは、資料5に基づきましてご説明いたします。

資料5の1ページ目、道民アイデア整理表です。最初のアイデアの概要です。

帰化の許可は、法務大臣の権限であります。道内に移住し、特定の業務に従事する外国人、たとえば研究や教育、スポーツなど、こういった業務に従事する外国人に係る帰化の許可権限については、知事に移譲してはどうでしょうかというアイデアでございます。

さらに、知事に権限が移譲された際には、住所要件など、帰化の条件を緩和してはどうかという内容であります。

事実関係の整理の欄です。

帰化とは、とあります。法令上の定義です。最初の・印です。

その国の国籍を有しない者から国籍の取得を希望する旨の意思表示に対して、国家が許可を与えることによって、その国の国籍を与える制度であります。そして帰化の許可は、法務大臣の権限とされております。

帰化の条件、こちらに住所要件、能力条件など6つ載せてあります。たとえば住所要件は、帰化の申請をするまで引き続き5年以上日本に住んでいることを要します。能力条件は、年齢が20歳以上でありまして、かつ、本国の法律によっても成人に達していることを要するものであります。

次に、帰化の手続きです。住所地を管轄する法務局、または、地方法務局に本人が自ら出向いて書面によって申請をします。

参考までに申し上げます。道内にある法務局は、札幌法務局1カ所のみでございます。道内の地方法務局は3カ所ありまして、函館・旭川・釧路の3カ所です。したがって、道内において帰化の申請ができるのは、この4カ所、札幌・函館・旭川・釧路ということになります。

法務局と地方法務局には、それぞれ支局ですとか出張所というのは、道内に20ぐらいあるのでございますけれども、こちらで帰化の手続きをすることはできません。

なお、参考でございますけれども、一年間で日本に帰化する方の人数は、過去10年間を見ても、概ね1万人～1万5千人の間で推移をしております。そのうち道内に住所が

ある方というのは、こちらはデータ上公表されておられませんので申し上げられませんが、日本に帰化される方は、1万～1万5千人。この中で、概ね85%～90%が韓国・朝鮮・中国からの申請者であります。データ上は、そういった状況になっております。

次に、提案検討をするに当たっての留意事項という欄でございます。最初の○印は、このアイデアを出された方が書かれていた効果です。

帰化の許可権限が知事に移った場合、海外から道内への移住者が増え、地域の活性化が期待できるのではないかということを書かれておりました。

また、北海道が国際交流・経済交流の拠点となることによって戦略的な政策に取り組むことができるということが考えられるということでもあります。

一方、国籍とは、人が特定の国の構成員であるための資格であるということと考えますと、全国一律の基準で運用しなければならないのではないかと。一都道府県のみには権限を移すような性質のものではないのではないかと懸念も生じるところであります。

さらに、最後の○印ですけれども、国籍問題は、国外との調整を要する場合もある国際的事項であります。こうしたことを踏まえまして検討した結果、対応方向といたしましては、1次整理とさせていただきます。やはり、国籍というのは、国際的な問題でありますので全国一律の基準において国が所管すべきもの。つまり、国の専掌すべき事項ではないかと判断したものであります。

説明は、以上であります。

(河西会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局からの説明に関しましてご質問・ご意見があればよろしく願いいたします。

(菊池副会長)

国籍を与える権限を地方が持つということ自体が、何か変ではないですか。そんな気がしました。

(太田委員)

以前、アラスカに住んでいたことがありまして、アメリカの場合、移住に関しては、各州が許可を持っています。アラスカ州は、確か朝鮮人の方々の枠が大変多かったのです。アラスカには、英語ができない韓国人の方が大量に毎年移住してこられて、どうされるかというところ、結局本土にあるシアトルですとかニューヨークなどの親戚のところ最終的に移り住むのですが、そのための許可を得るために、まずアラスカに来たということがありました。

結局アラスカでは、ESLのアラスカ大学のクラスは大変にぎわっていましたが、スーパーマーケットのアルバイトなどでは、片言の英語しかしゃべれない外国の方、アラスカは、

色々な地域の方の受け入れをしていましたので来ていたのですが、結局本土に移り住んでしまわれて、ただの窓口になっていたということが大変多くありまして、他の州でもそうだったことが、南のほうの州でも受け入れの枠が大きいということで、入り口としての機能は果たしていたのですが、結果として経済的な効果であるとか国際交流というところには、全く至っていなかったということを見ました。

先程、菊池副会長がおっしゃったように、あまりにも権限移譲には逸脱したものだと思うのですが、もし施行された場合、北海道の場合も、そういった日本に稼ぎに来る方たちの1年、2年の受け入れ窓口になってしまうのではないかとというようなことをこの案件に関しては感じました。北海道としては、どちらかという、教育機関としての成熟ができるというような見方も、頑張ってみればありますが、基本的には、あまりプラスにならないのではないかと印象を受けました。

以上です。

(河西会長)

ありがとうございました。

アメリカだと連邦制をとっているから割合と州に大きな権限があつて、そこで永住権の申請なども受け付けられたのかもしれないのですが。

そのあたりいかがでしょうか。岸本先生、何かご意見はありますか。

(岸本委員)

今おっしゃったように、アメリカ合衆国の州は、国であつて、あれは国家性を持ってますので権限がアメリカの連邦法との関係で認められている。そこでも今おっしゃったように問題がある。連邦制をとっていない我が国においてそのようなことができるかという問題で、非常に効果の点でマイナス点もあるのだろうと思うのです。

少なくとも国籍法を改正しないと無理な話で、第5条に法務大臣の帰化の許可要件というのがあります。これは、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができないとなっています。

このような規定の仕方というのはどういうことかという、第1から第6の各号までの要件を仮に満たしたとしても、許可をしなければならないわけではないわけです。最低限、1から6の要件を満たしていなければ第6条以下で特別に認められる場合はあるけれども基本的にはだめですよ。

仮に1から6までの要件を満たしていても法務大臣は、様々な外交政策ですとか経済政策等様々な政治的裁量といいますけれども、それで許可をするかどうかについて裁量権を持っているという仕組みが国籍法のシステムですので、これを、ただ単に北海道知事に読み替えてくれというようになったときに、今度、北海道知事が1から6の要件を満たしている外国人であるということで許可を出すといったときに、では、そういう外交政策ですとか

経済政策、労働政策というところに責任を負える立場にあるかといったら、ないわけです。

これは、法律上、少なくとも現行法上無理という形で判断せざるを得ないというのが極めて法律学的な、最高裁判例を踏まえるとそういう形になるかと思えます。

その他、様々なアメリカ現地をご覧になってこられた議論などというのは、おそらくそういう問題は多々生じるであろうからどうかなという現実問題はあるのですけれども、他方加えればそういう形になるかと思えます。

以上です。

(河西会長)

ありがとうございました。非常に勉強になりました。

岡田委員、何かありますか。よろしいですか。

寺下委員、よろしいでしょうか。

私も個人的には、菊池委員と同じで、国籍だから北海道式という新しい籍ができればいいのかもしれないのですけれども。今回は、1次整理でいいのではないかと思っております。

この帰化の許可権限の移譲に関しては、1次整理ということでいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、帰化の許可権限の移譲に関しては、1次整理とさせていただきます。

それでは、外国人介護福祉士試験特区に関して事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料6に基づきましてご説明いたします。1ページ目の道民アイデア整理表です。アイデアの概要をご覧ください。

超高齢化社会を迎えまして介護福祉士の需要が高まっております。しかし、なり手が不足しております。ならば、外国人の採用を積極的に進めるべく、外国人にも介護福祉士国家試験の受験を認めているところでもあります。ところが、合格率が低いという状況にあります。

そこで、介護福祉士国家試験の権限を北海道に移譲しまして、北海道独自に実施してはどうか。具体的には、母国語での受験を可能にするですとか、簡素な日本語で実施するなどいたしまして、介護福祉士の供給の拡大を図ってはどうかというアイデアであります。

事実関係の整理の欄、最初に、介護福祉士とはということで、法令上の定義でございます。

介護福祉士とは、身体上、又は精神上の障害があることによって日常生活を営むのに支障がある者の介護や介護に関する指導を行うことを業とする者を言うこととされております。

介護福祉士の資格を取得する方法です。これは、大きく分けて二つございます。2ページの横長の表をご覧くださいと思います。資格取得ルート図ということで、真ん中から少し右のところに点線が縦に引かれております。

右側でございます。これは、養成施設ルートということで、介護福祉士の養成施設として国の指定を受けている学校・大学・短期大学・専門学校、こうしたところで所定の単位を取

得して卒業することによりまして資格を取得できるという方法。これが右側です。

介護福祉士の養成施設は、道内には大学・短大・専門学校を全部合わせますと 22 校ございます。

もう一つの方法が点線の左側でございます。実務経験を経てという実務経験ルート、それと福祉系の高校を卒業したところから最終的には国家試験を受けるというルート、こういったパターンがあるということです。

参考までに申し上げますと、福祉系の高校は、道内には 9 校ございます。そして試験は、筆記試験を経まして実技試験ということで、この試験は、年に 1 回行われております。筆記試験は、大体 1 月、実技試験は 3 月に行われております。試験を実施しておりますのが、2 ページの表の右上にカッコ書きであるのですけれども、公益財団法人社会福祉振興・試験センターというところでやっております。こちらは、厚生労働大臣の指定を受けている試験機関です。これも法律に基づいて指定を受けた試験機関が実施することができますという規定があります。

介護福祉士の国家試験、日本人も外国人も同じ試験で行います。つまり、全てが日本語であります。専門用語も漢字も普通に我々が使うのと同じように使われます。こうした言葉の壁が外国人の合格率を低くしている大きな要因となっているところであります。

ですが、介護の現場というのは人手不足の状況にあります。こういった言葉がネックになっているところを何とかできないかということで政府も取り組みを行っております。それが 3 ページの表でございます。

3 ページの表題が、インドネシア及びフィリピンからの看護師・介護福祉士候補者の受入れにおける政府の取り組みということです。日本とインドネシア、日本とフィリピンとの間で締結されました経済連携協定に基づいた取り組みであります。経済連携協定は、EPA と英語で訳されております。具体的な取り組みといたしましては、国家試験におきまして日本語の理解度がネックになっているものですから、中段の左側、たとえば、現地に於て、訪日前日本語研修を実施するですとか、さらには、訪日後にも 6 ヶ月の日本語の研修をするというのもございます。

また、国家試験におきましては、全ての漢字にふり仮名をふるとか、病名については英語を併記する。さらには試験時間の延長という措置も現在講じられております。このような形でやっております。さらには、滞在期間についても特例が設けられているところであります。

こうした経済連携協定に基づいて受け入れましたインドネシアとフィリピンの方の合格率が、直近のデータでは平成 24 年度に行われた試験では、39.8%ということになっております。

日本人を含めました全体の合格率というのが 66%です。39.8 と 66 ということで、それなりの開きがあるという状況になっております。

これが試験の概要です。これが道州制特区の提案になじむものかどうかという判断になってくるのですけれども、1 ページに戻っていただきます。

中段から少し下の提案検討をするに当たっての留意事項の欄でございます。

この提案が実現すれば介護福祉士不足の解消が図られる可能性がある。要は、外国人の合格者が増えて不足が解消される可能性があるということが期待される一方、二つ目の○印ですけれども、国家試験であるのに北海道のみが独自の試験を行うというのは、果たしてよろしいのかどうか。さらには、そうした場合、介護福祉士の質や水準、こうしたものを維持できるのか。低下を招く恐れはないのかということが懸念されます。

こうしたことから、介護福祉士の国家試験は、全国一律の基準によって実施されるべきものであると判断いたしまして、このアイデアにつきましては、1次整理ということにさせていただきました。

説明は、以上でございます。

(河西会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局からの説明に関しましてご質問・ご意見があればよろしく願いいたします。

福祉の分野に関して非常に造詣が深い寺下委員、何かご意見なりご質問はありますか。

(寺下委員)

確かに、どこへ行ってもヘルパーや介護士が足りないといわれているのですけれども、外国人の方々で合格した方の定着率は、数字は出ているのですか。

(事務局)

そこまでデータを用意しておりませんでした。

(寺下委員)

合格率に差があるといっても、39.8%という合格率を見ると、結構合格するのだなと思ったのです。

これから高齢者がどんどん増えて、2025年には団塊の世代も後期高齢者、75歳以上になるというところで、おそらく介護福祉士という職種には、より高い専門性が求められてくると思うのです。

認知症の方も相当数増えてきますし、制度のことも理解できる。その中で緩和するような方向の試験が行われて、それが合格につながってどうなのかなというのもあります。そういうところもありますし、特区提案になじまないですね。

(河西会長)

ありがとうございました。

先程の寺下委員のご意見、すなわち、実際にこれを道州制特区でやったら道民がどう幸せになっていくかというところと言うと、日本語能力がおぼつかない介護福祉士の方が増えていくと、道民の方々は困ってしまうのではないかというような考え方もできます。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

岡田委員、何かございますか。

(岡田委員)

全く門外漢なのですが、たとえば、高等学校から養成施設ルートで介護福祉士になるルートがあるので、そういうところにインドネシア・フィリピンの方に入ってもらうように窓口を広げるとか、そのようなことがいいのかなと思いました。

(河西会長)

権限移譲ではなくて、むしろ、そういった教育の部分で手厚くやっていく政策の視点から、こういった海外の方々が介護福祉士になりやすいようにしていった方がいいというのが岡田委員のご意見かと思います。ありがとうございました。

いかがでしょうか、他に何かございますか。

事務局からは、追加的なコメントはありますか。定着率に関してはわからないということでしたが。

(事務局)

看護師も同じようなことがあって、看護師だと、より医学用語や専門性が高くて、じょくそう、床ずれなど、そういう難しい日本語、我々でもわからないような日本語が試験に出てきて問題になっているということもあります。

結局、どこまでを住民が許容するかということだと思いのです。

医療もそうですし、介護もそうですし、言葉が通じるということは結構大事なことで、どこが痛いとか、こういう状況だというのは大事なことです。そこを、どのレベルの日本語までを許容するかというところを、みんなのコンセンサスを得ていくということが必要なもので、単に権限をもらえば、試験を簡易にして増やせばいいということだけでは、道民の皆さんの理解、納得は得られないのではないかと思います。

(河西会長)

ありがとうございました。

(岸本委員)

私は、推進しろということではなくて、1点、事実関係の確認です。

ここの養成施設の指定権限はどこが持っているのですか。最初に戻りそうなのですからけれども。

(事務局)

北海道に移譲されます。

(岸本委員)

その中に入っているのですね。

ただ、指定権限は道知事が持ちつつ、指定基準は全国一律、その認定機関で学んだ後、そのカリキュラムの届出などというのは、今まで道知事を経由してきたのが全部道知事の方に来るわけですね。

ただ、国家試験の水準・カリキュラムというのは、文科省のカリキュラム、あるいは国家試験だったら厚生労働省で責任を持って全国一律というところは全く同じなわけです。

認定権限がこちらへ下りてくるわけですね。

それを聞きたかったのです。

(河西会長)

ありがとうございました。

栄養士・管理栄養士と同じ形で、介護福祉士の基準に関して北海道で独自の基準を作ってしまったら、北海道で資格を取っても他の都府県に行ったら使えないということにもなってしまいますよね。

介護報酬との関係はどうなるのですか。要するに、国の基準で認められていない介護福祉士とは少し違うような種類の方が働いたときなどは、報酬というのがきちんと支払われるようなことになるのでしょうか。

(事務局)

詳しい話はわからないのですが、たぶん介護施設を認定するときに、たとえば介護福祉士の方が定員何人に対して何人いなければならないとか、そういう基準はあるのだと思うのです。そのときに独自の資格として作った北海道の介護福祉士の方は、その施設を認可するときの介護福祉士としてはカウントされなくて、別要員扱いになるという可能性はあるのだと思います。

報酬の関係は、看護師なら完全に診療報酬とセットになっているのですが、介護福祉士と介護報酬の関係というのは、わからないというところでございます。

(河西会長)

仮定の話で申し訳ありませんでした。

今、色々ご意見が出ていますが、いかがでしょうか。

どちらかというと否定的な意見が多かったのですが、進めた方がいいという、分野別審議に進んだ方がいいという委員の方はいらっしゃいますか。

(菊池副会長)

もう少し情報が欲しい感じがするのです。

結局、これは大問題だと思うのです。ただ、今回の特区の話とは違うような気がするのです。

現状は、将来にわたっては、国全体がこれをやらなければならないのかもしれないという予感もするのです。

これについては、介護士や看護師の新聞やテレビの報道を見ると、相当外国の方の勤労の場を与えるということでは随分積極的に取り組まれているようなので、どのような方向か、特区ではないかもわからないけれども、私個人的には、関心はあるので勉強してみたいと思っています。

ただ、特区の議論ではないので、次回、この周りの参考資料でもいただけると個人的には助かるというぐらいの話なのですけれども。

1次整理で構わないと思います。

(河西会長)

ありがとうございました。

他に道民提案等でこういった介護福祉系の案件というのは、あがってきていますか。

(事務局)

今のところあがってきておりません。

(河西会長)

では、もしそのような案件があがってきたときに、菊池副会長がおっしゃったように、少しその周辺の情報なども一緒にご提供いただければと思います。

それでは、この外国人介護福祉士試験特区に関しては、1次整理ということでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局案通り1次整理とさせていただきたいと思います。

今回、三つの道民提案に関しては、全て1次整理ということになりました。一応、これで審議は終了なのですが、最後の議題、その他です。事務局から何かありますか。

(事務局)

その他です。

議事事項には記載しておりませんが、次回の委員会の開催日程等についてご説明させていただきます。

改めて正式なご案内はさせていただきますが、第62回の委員会を3月28日金曜日午後3時から、ここ第2水産ビルにおいて開催させていただきたいと思います。

年度末で大変お忙しいところ、恐縮でございますが、次回は答申案を確定させる会議になるかと思っております。是非ともご出席のほど、よろしくお願いいたします。

(河西会長)

ありがとうございました。

現時点でご欠席が確定されているのは菊池副会長です。

佐藤委員は、いかがですか。

(事務局)

今のところ欠席のご連絡は受けておりません。

(河西会長)

その他の皆様はいかがでしょう。定足数との問題があるので4名は参加していないと委員会自体が流れてしまいます。大丈夫ですか。

では、お忙しいかと思いますが、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。次回は、第6回の答申のとりまとめに当たっての最後の開催となりますので、是非ともご出席をよろしくお願いいたします。

最後に委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

今日は、非常にスムーズな進行で、時間よりも早めに終わりました。これで本日の議事は全て終了いたしました。これで委員会を終了させていただきたいと思っております。

どうもお疲れ様でした。